第15章

居住の実態と住民票登録地が異なる場合の対応

①居住実態と住民票がずれている場合の職務管掌について

≪居所の考え方に関する関係法令≫

民法

第二十二条（住所）　各人の生活の本拠をその者の住所とする。

第二十三条（居所）　住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

住民票のある市町村と居住実態のある市町村がずれている場合の、虐待の通報・相談・届出を受けて事実確認を行う市町村について

「事実確認」

「高齢者虐待防止法」では、被虐待者についての住所に関する規定はない。このため、原則として通報等を受けた市町村が実施する。現実問題としては、他市町村内における虐待について有効な事実確認は行えるとは考えられず、結果、居住実態のある市町村へ通報し、通報等を受けた市町村が事実確認を行うと考えられる。

また、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚労省マニュアル）で、被虐待高齢者の住民票のある市町村ではなく、当該養介護施設所在地の市町村が対応することとしていることからも、居住実態のある市町村が事実確認を行うべきと解釈できる。

住民票のある市町村と居住実態のある市町村がずれている場合の、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」及び「首長申立」等の市町村権限行使を行う市町村について

「やむを得ない事由による措置」

老人福祉法第５条の４第１項において、

「措置は、その６５歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有さないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が」と規定されている。

この場合の「居住地」とは、

「老人の居住実態がある場所をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活をしていることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定する」ものとされている。（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」昭和６２年１月３１日社会局老人福祉課長通知）

このため、住民票の住所にかかわらず、居住実態がどうであるかを基本として判断すべきと考えられる。

例）たまたま親族宅で短期間過ごすうちに、養護者による虐待が発生した場合にあっては、住民票の住所地の市町村が措置すべきであり、また、生活実態は既に住民票のある市町村から別の市町村に移ってしまい、住民票のみが残っているような場合は、現在の居住地の市町村が措置すべきと考えられる（逆に、住民票は別の市町村に移っているが、生活実態は移っていない場合も、現在の居住地の市町村が措置すべきと考えられる）。

「首長申し立て」

根拠法令は老人福祉法であることから、上記「やむを得ない事由による措置」と同様に取り扱うべきものと考えられる。

また、申し立ての際の管轄家庭裁判所は、家事審判規則（昭和２２年最規１５号）第８２条において、

「被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする」と規定されており、

「住所地」とは、民法第２２条により、「各人の生活の本拠」とされているため、「やむを得ない事由による措置」と同様に取り扱うことができると解釈できる（家庭裁判所の判断は未確認）。[i]

（※ただし、特別養護老人ホーム等の施設入所者の場合、都内における申立てに関する取扱いについては、いわゆる「東京ルール」がある。次ページ参照）

（※(社)日本社会福祉士会「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」ｐ141「成年後見制度の活用に関する Q&A」の Q1＜「お役立ち帳掲載ｐ142掲載＞においても、「高齢者が現に居住している市町村長が申立ての必要性を判断し、実施することになります」と整理されている）

「住民票」は、民法上の住所との関係では、当該人の住所を規定するものではないという考え方が一般的である傾向もある。

※いずれにしても、**被虐待者高齢者及び養護者に対する有効な支援が行われることが重要**であることから、**被虐待高齢者の生活実態に即して、いずれの市町村が支援するのが適当かどうかが大前提**であるといえる。

【厚生労働省老健局計画課より確認】
平成２１年７月１日
＊斜体文字部分は、高齢者権利擁護支援センターにおいて情報を補足

[i] 家庭裁判所の見解：以前、「家事関係機関と東京裁判所との連絡協議会」において、「市町村長申立においては、被後見人等の実態をよく把握している市町村が申立人になることが望ましい。住民票の有無によることは関係ない」という家庭裁判所としての見解があった。

【参考】施設入所者への区市町村長による法定後見申立ての職務管掌（東京ルール）

Ｑ１３　特養ホーム等の施設入所者で、区市町村による申立てが必要な状況になった場合、どこの区市町村長が申立てを行うのですか

申立てをどこの区市町村が行うべきかという問題です。

Ｑ９で示したように申立てを行う裁判所については、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められていますが、どこの区市町村長が申し立てるのかという点については法令上の規定はありません。

この点について実務上は本人の状況（申立てが必要な状況）をよくわかっている区市町村長であればよいと解されています。

都内における申立てに関する取扱いについては、施設所在地への集中を防ぐ意味からも、原則として以下のとおりとします。

対象者	申立てを行う区市町村	例示
①措置入所者 （平成１２年３月３１日までの措置入所者で４月１日以降契約関係へ移行した者含む）	当該施設へ入所措置を行った区市町村長が取扱う 【措置取扱】	Ａ区措置→Ｂ市特養入所 ↓ この場合、Ｂ市を管轄する家裁にＡ区長が申立て
②介護保険制度による契約入所者	本人が加入する保険者たる区市町村長が取扱う 【保険者取扱】	Ａ区から契約→Ｂ市特養入所（保険はＡ区のまま） ↓ この場合、Ｂ市を管轄する家裁にＡ区長が申立て
③生活保護受給者	①②に優先して生活保護を適用している実施機関たる区市（町村）長が取扱う ただし、生活保護を適用している実施機関が都知事の場合は、優先しない 【生保取扱】	Ａ区から措置又は契約→Ｂ市特養入所（生保はＦ区） ↓ この場合、Ｂ市を管轄する家裁にＦ区長が申立て
④その他	①～③にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠が所在する区市町村長が、取扱う 【現在地取扱】	

以上は原則であって、本人の状況をよく把握している区市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。

（東京都福祉局編集『成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引き【改訂版】』2002、東京都社会福祉協議会　ｐ49 より引用）※小嶋正著「身寄りのない高齢者への支援の手引き【改訂版】」東京都社会福祉協議会、2017. ｐ66-67 においても、同様の内容が記載されている

介護保険法（平成九年法律第百二十三号） 施行日：平成三十年四月一日

第六章 地域支援事業等（地域支援事業） 一部抜粋

第百十五条の四十五 市町村は**、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）**の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

（参考：住所地特例者に対する各サービスの実施主体）

サービス名	改正前	H27.4～	（参考）総合事業の実施を猶予する場合
介護予防ケアマネジメント（旧制度：包括的支援事業）	保険者市町村	―	施設所在市町村
介護予防ケアマネジメント（新制度：総合事業）	―	施設所在市町村 ※国保連経由で財源調整	― ※国保連経由で財源調整
介護予防支援	保険者市町村	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者が支払	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者が支払
包括的支援事業	保険者市町村	施設所在市町村	施設所在市町村

（出典）「平成27 年4 月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」（平成27年２月27日厚生労働省老健局振興課事務連絡）より抜粋